

(第一類 第二号)

第一類 第二号) 法務委員会議録 第五号

平成五年四月十三日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君

理事 太田 誠一君

理事 鶴井 善之君

理事 田辺 広雄君

理事 津島 雄二君

理事 鈴木喜久子君

理事 小森 龍邦君

理事 伊東 雄子君

理事 谷村 啓介君

理事 中村 巍君

理事 中野 寛成君

出席國務大臣

法務大臣 德田 虎雄君

法務大臣官房長官 清水 治君

法務省民事局長 松谷 明彦君

法務省刑事局長 清水 漢君

出席政府委員

事務局審査部管 理企画課長 上杉 秋則君

大蔵大臣官房企 画官 幸水 治君

大蔵省証券局企 業財務課長 松谷 明彦君

法務省調査課長 藤井 保憲君

法務委員会調査 室長 平本 喜祿君

委員の異動
四月十三日 辞任
大内 啓伍君
中野 寛成君
補欠選任
中野 寛成君
大内 啓伍君
同日 辞任
中野 寛成君
補欠選任
大内 啓伍君

○浜野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三
号)

過去五年間の起訴件数は、昭和六十二年が四十
件、六十三年が十九件、平成元年が五件、平成二
年が十一件、平成三年が十三件、五年間で合計八十
七件という実情でございます。それから、後段で
お尋ねのございました点は把握しておりませんの
で、御了承いただきたいと思います。

○浜野委員長 これまでのところにくる
夫婦同氏別氏の選択制の導入と続柄欄の廃止に
関する請願(岡崎トニ子君紹介)(第一三八五号)
同(吉田和子君紹介)(第一三八六号)
同(田中昭一君紹介)(第一四七六号)
夫婦別氏、別戸籍の選択を可能にする民法・戸
籍法の改正に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第
一四七七号)
同(綱岡雄成君紹介)(第一四七八号)
同(緒方克陽君紹介)(第一四七九号)
同(北沢清功君紹介)(第一四八〇号)
同外一件(戸田義雄君紹介)(第一四八一号)
同(外口玉子君紹介)(第一四八二号)
同(村山嘉市君紹介)(第一四八三号)
同(山中邦紀君紹介)(第一四八四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五
二号)
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三
号)

これまでのところにくる夫婦同氏別氏の選択制の導入と続柄欄の廃止に
関する請願(岡崎トニ子君紹介)(第一三八五号)
同(吉田和子君紹介)(第一三八六号)
同(田中昭一君紹介)(第一四七六号)
夫婦別氏、別戸籍の選択を可能にする民法・戸
籍法の改正に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第
一四七七号)
同(綱岡雄成君紹介)(第一四七八号)
同(緒方克陽君紹介)(第一四七九号)
同(北沢清功君紹介)(第一四八〇号)
同外一件(戸田義雄君紹介)(第一四八一号)
同(外口玉子君紹介)(第一四八二号)
同(村山嘉市君紹介)(第一四八三号)
同(山中邦紀君紹介)(第一四八四号)
は本委員会に付託された。

○鈴木(喜)委員 商法の改正の趣旨の一番大きい
ところは、究極的には企業が社会的責任をどうい
うふうに果たしていくべきかということになる
と、現在、企業の中での不正行為、非行という言
葉で言つていいのか、そういう面が社会的にも
大変多くなっている点について、そこから質問を
始めていただきたいと思います。私、本会議でも質疑
をいたしましたけれども、つまるところは同じ趣
旨のことをもう少し細かく、さまざまな角度から
お聞きしていただきたいと思います。
まず、現在社会的にも大変問題になつております
す談合についてですが、建築の請負等についての
企業の指名競争入札から出でてくることだらうと思
います。談合罪について、法務で起訴するときに
は談合罪と言わずに競売入札妨害事件と言つてい
るけれども、同じ条文のところであろうと思いま
すが、この五年間ぐらいについて起訴事件はどの
ぐらいありますか。また、既に出ている判決があ
ればお知らせいただきたいと思います。

○濱野委員 お答えいたします。
今委員も御指摘になられましたように、刑法九
十六条ノ三の競売入札妨害罪につきましては、内
訳として談合罪と競売入札妨害罪を特定した統計
がないものでござりますから、全体での起訴件数
をお答えさせていただきたいと思います。

内訳は、いわゆる私どもの勧告という形で行った
ものは二十八件ですが、勧告を行わないで課徴金
納付を命ずるという処分を行つたもの二件を加え
た合計三十件ということでございます。なお、勧
告を行つた二十八件のうちの一件については刑事
告訴を行つたところでございます。

○鈴木(喜)委員 刑事告訴という形と今の課徴金
とか勧告を行うということとの区別は、どういう場
合に刑事告訴という手段に出るのでしょうか。
○上杉説明員 御説明申し上げます。
御案内のとおり昭和五十二年に課徴金制度が導
入されておりまして、公正取引委員会では課徴金

十件、六十三年に十九件と、六十二年、六十三年
に集中的に多く出でていますけれども、これにつ
ては何か事情があるのですか。

の納付という形で独占禁止法違反の抑止に努める

ことで対応してきたわけすけれども、違反行為

に対する抑止力強化という観点から、平成二年六

月に告発に係る方針を公表いたしております。

その方針の中では、一定の取引分野における競

争を実質的に制限する、独禁法に違反するような

という意味ですが、価格カルテル等の中の類似行

為の中に入札談合行為が例示されておりまして、

そういう違反行為であつて国民生活に広範な影響

を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、違反

行為を反復して行つている事業者、業界、それか

ら排除措置に従わない事業者等に係る違反行為の

うち公正取引委員会の行う行政処分によつては独

占禁止法の目的が達成できないと考えられる事

案、こういうものについては積極的に刑事处罚を

求めて告発を行つていう方針を明らかにしており

ます。個々の人札談合事件についてこういう観点

から検討いたしまして、これに該当すると考えら

れるものについて告発を行つているといふことで

ござります。

○鈴木(喜)委員 刑事告発を行うための一つの基

準が平成二年六月に出されたということですけれども、例えば平成二年六月より前に犯された談合

がその後に判明した場合でも、その基準に合致すれば告発をするということになるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○上杉説明員 私ども平成二年六月二十日にこの方針を公表しておりまして、その後の事実関係について評価して、その方針に該当するものについて告発するということで、その前の行為への対応については明らかにしていないわけございません。しかし、この方針については新しく打ち出しましたということで、刑事告発ということであれば関係事業者の活動に多大の影響を及ぼすことになりますので、それ以前に行われた行為を対象として行うことは妥当ではないという判断を行いました。その旨、国会における答弁等で公正取引委員会委員長からも明らかにしているところでござります。

○鈴木(喜)委員 しかし、告発ということは何も刑罰を決めることではありませんから、それより

もっと前に犯されたことだって、それについて告

発をするという行為そのもの、それによってどん

な刑が科せられるということであれば事後的な法

の制定というのはおかしいというのは、これはそ

のとおりだと思いますけれども、告発ということ

自体、基準をあらわすことがその犯した人たちに

とって不利益になるからということと前後を分け

るというのは非常に私はおかしいことだと思うの

ですよね。この基準というものが一つの確かに威

嚇的な効果というのもあって、これ以上やれば

告発されるぞということをもつて、そのためには予

め、やはり実際に犯された行為について告発すべ

き内容を持つものであればさかのばって厳然とし

て告発しなければならないと思うのですが、も

う一度いかがですか。

○上杉説明員 御説明申し上げます。

我が国では独占禁止法違反事件に対する抑止力

という観点から、排除措置のほかに課徴金制度そ

れから告発という二つの抑止力のための措置があ

るわけですから、これも御説明申し上げましま

したとおり、課徴金制度の導入以後、その制度の定

着を図るという観点からも課徴金の納付というこ

とで違反行為の抑止に努めてきたわけでございま

すけれども、平成二年に新たな方針を出したとい

うことでございまして、その新たな方針というの

は、今まで何もなかったわけではなくて、課徴金

制度ということで抑止を図ってきたことに加えまし

たといふことで、刑事告発ということであれば開

いても、片一方は五月ころから七月ころまでの間とい

うことですから、何というか日々にちといふのはそ

んなに厳密に考える必要もないし、基準が出たか

ら云々ということでその前の方を大目に見るとい

う必要もそういう面からいってもなさそうな気が

します。これからも、例えばもと後の、平成二

年六月よりももと前の時期に犯されたそうした

問題についても、それが告発基準云々といふこと

で全部もうこれからは告発されないよといふこと

であれば、この基準を発表したということが、そ

れよりも前のことにはもうさかのばらない、要す

り告発に関して一つの免罪符を与えてしまった

のがあったのか、ちょっと教えてください。

○上杉説明員 御説明申し上げます。

公正取引委員会がこれまで告発した件数の中で

カルテル事件ということに限つて見ますと、石油

ストレッチフィルムの製造業者、八社ございま

したけれども、共同して同製品の販売価格の引き

上げを決定し実施していたということで、平成三

年十一月六日及び十二月十九日に八社及び各社の

営業担当責任者十五名を告発した事件がございま

した。さらに、社会保険庁発注の支払い通知書等

貼付用シールの供給業者四社が、社会保険庁が指

名競争入札の方法によって発注するシールにつき

ましていわゆる入札談合行為を行つていたとい

ました。これら四社を刑事告発したものがござい

ました。

○鈴木(喜)委員 この告発基準というものの前に

もちろん刑事告発はあるわけで、その基準が公

表されたかどうかということだけしか違ひがない

わけですね、その前後で。それで、その前にも

告発をもちろんそういうふうにされているわけだ

し、それから公表後ということだけを考えても、この

ステレッチフィルムの場合の期間というのはそれ

ではありませんけれども、平成二年五月ごろと

か九月、一つは九月だから後と言えますけれども、片一方は五月ころから七月ころまでの間とい

うことですから、何というか日々にちといふのはそ

んなに厳密に考える必要もないし、基準が出たか

ら云々ということでその前の方を大目に見るとい

う必要もそういう面からいってもなさそうな気が

します。これからも、例えばもと後の、平成二

年六月よりももと前の時期に犯されたそうした

問題についても、それが告発基準云々といふこと

で全部もうこれからは告発されないよといふこと

であれば、この基準を発表したということが、そ

れよりも前のことにはもうさかのばらない、要す

り告発に関して一つの免罪符を与えてしまった

のがあったのか、ちょっと教えてください。

か。その点はいかがでしょうか。

○上杉説明員 御説明申し上げます。

私は、その検討というのを告発方針を公表した後

の行為について行い、それが見られた場合に告発

を行つた上で行う必要があると考へておりますけれ

ども、その検討というのを告発方針を公表した後

の行為について行い、同じせりふ

とは私の問い合わせして答えておられないと思うの

です。私が今理解できなかつたので、同じせりふ

でも結構ですから、もう一度おっしゃってみてく

ださい。

○上杉説明員 私どもが違反行為を調べていく中

で、その違反行為というのは、別に平成二年六月

以前に起つたことでも行政処分の対象にはなる

わけでござります。しかしながら、私どもが

具体的な行為について検討の上、告発の方針に該

当すれば告発をするという方針だということを申

し上げさせていただいたわけでござります。

○鈴木(喜)委員 具体的な行為について、その対

象となる具体的な行為が平成二年六月よりも後の

行為について対象とする、その行為を具体的に特定

していく対象として、平成二年六月以後における

具体的な行為について検討の上、告発の方針に該

当すれば告発をするという方針だということを申

し上げさせていただいたわけでござります。

○鈴木(喜)委員 具体的な行為について、その対

象となる具体的な行為が平成二年六月よりも後の

行為について対象とする、その行為を具体的に特定

していく対象として、平成二年六月よりも前に具

体的な行為があつたものはもう対象としないとい

うことをおっしゃったのと同じです。ちょっと

確認したいと思います。

せんけれども、私どもが刑事告発を行うか否かと

いう判断は、この方針を公表した後における行為

について検討した上判断するということを申し上

げたわけでございまして、それ以前の行為については全く問題にしないとか、そういうことを申し上げたわけではございません。

○鈴木(喜)委員 全く問題にしないと言つたって、その後の行為だけを対象にすると言つていながら、それは全く問題にしないというわけではありません。余地は残っておりますとおっしゃつたって、現実にはその後の行為だけを問題にするということでは、結局これはただ単に言い抜けをしているとしか私は考えられません。

では、平成二年六月よりももと昔の行為について、どういう場合だったら公取は問題にし告発するということがこれから先あり得るのですか。

○上杉説明員 私どもは具体的な事案に応じて判断をしていくわけではございますので、どのような事態があれば告発をするのかということは申し上げかねるところでございます。

一般論として考えましても、再三申し上げましたとおり、具体的な事件の審査の過程で、特定された事実につきまして平成二年六月以降の行為をその観点から検討するという方針で臨むというこ

としか申し上げられないわけではございます。

○鈴木(喜)委員 今おっしゃったようなことがそのまま議事録に残り、それを国民の目の前に出した場合に、公取は、これは平成二年六月よりも以前の行為についてはもう告発はしないよということを言ったのだとどちらかるを得ないと思います。

それはそうじゃありませんということを幾ら言わても、これではほっとしているというふうな人たちがたくさんいるんじゃないでしょうか。具体的にどうやって取り上げるか。結局公取委では何の手も打っておられないということを言つていいわけですから。これについては、問題が出てくるかないかわかりませんけれども、こういふ際に、刑事告発そのものについても、この六月に出したことがかえってそういう意味で刑事告発ということをそこから以前についてしなくなってしまうというようなことでとられててしまうのであれば、非常に問題が多いと思います。

ここばかりにこだわっていられませんので、次の問題に行きますけれども、もう一つだけ公取委の方に伺いますけれども、過去五年間で課徴金の納付命令、一体どれくらいの課徴金が課せられたのでしょうか、そしてそれが実行されたのでしょうか。

○上杉説明員 御説明申し上げます。

昭和六十三年から現在までの五年間の数字でございますけれども、四十七件の事件につきまして延べ五百四十九名の事業者に対しまして課徴金納付を命じておりますが、その納付を命じた課徴金納付額は百八十四億三千七百八十八万円となっております。そのうち、入札談合事件ということを見ますと、十三件の事件がございまして、延べ二百九十三事業者に対しまして総額二十一億六千七百六十七万円の納付を命じたところでございます。

なお、この数字は、課徴金として課される率の大幅引き上げを行なう以前の行為がほとんどでござりますので、原則四倍に引き上げられた課徴金の対象がどんどんふえていくわけではございますので、それが適用されればもっと大きな金額になるような数字でございます。

○鈴木(喜)委員 わかりました。

それでは、その次の問題に移ります。次に、こうした談合その他、またやみ政治献金の温床にもなります企業の使途不明金について伺いたいと思います。

この使途不明金の問題については、前に昭和五十六年五月の法務委員会で、社会党の小林委員の方からかなりたくさん質問や追及、それに対するお答えがあつたようございます。その昭和五十六年というのは多分商法改正が行われたときであつたと思ひますけれども、多分監査役会会計監査かどちらかの改正だろう、強化されたという部分のあるところの時期だと思ひますけれども、ここで使途不明金というものが随分追及されました。

それから十二年たつたわけではけれども、結果

この使途不明金というものが全く改善されないで、まだ今もそれがこうしたやみ政治献金などと組合とか、こういった問題の一端の温床になつてゐると言っている現状があるわけですから、一体その十二年間何をどうしててきたんだろう。今回もそれについていろいろ監査役等々の改正とい

うことが、これから私も問題にしていくわけです。が、ここで具体的になされたわけではけれども、これによってまた何も効果がなかつたじゃないかということになつてしまふのでは、何のためにこういったことをやつているのかわからないと思うのです。

その十二年前の議事録をちょっと見でみますと、そこで、どうしてこうなつてしまつたのか、使途不明金について聞いた部分で、どうなかと言つたらば、こういう方策がとられるかどうかということについての政府の方のお答えがあるわけです。

証券取引法上の公認会計士監査で使途不明金というものが出ていた場合にはこれはちゃんとチェックができるんだ、そして使途不明金の中で種々監査手続を尽くしてもなかなかわからないような場合には、こういうことが会社の財務内容を適正にあらわしているかどうか公認会計士としてそこで意見を留保したりなんかすることができるんだ、だからちゃんとこういうことが監査報告書の中に出でてくるので、多額の使途不明金があるというようなことについてはここで意見を差し控えるというようなことが出てくるはずなんで、だからこそあるというような答弁がされているわけですけれども、現在それが機能しているかどうかということもで使途不明金というのは随分少なくなるはずであります。

○鈴木(喜)委員 使途不明金という欄が帳簿の中にあるわけじゃないなくて、交際費だと何かとかかんとか、仮払金だとかいろいろ書いてあって、一体これは何ですか。何ですかと聞いていたところがどうもこれは説明がつかないという分を税務上で調査したときに使途不明金とするだけで、使途不明という欄があるわけじゃないですかから、調べなければわからないわけですね。

調べないとまでは帳簿上はきれいに整理されていて、企業の支出が幾らあって、収入が幾ら、経費が幾らかかってという形ですと申告をしてある。その段階では何もそこにそこがあるわけじゃないし、その帳簿を見たからといって使途不明金というのがずっと浮かび上がってくるものではなくて、非常に御苦労された調査の結果わかつてくる。使途不明金であることに、この五百二十四億、年間にわかるとしても、それの中でそこがわ

その中で調査の結果使途が明らかになった分、そなうち政治献金はどのぐらいの分が明らかになつたのだろうかということ、金額と割合について大蔵省、国税の方ですか、お知らせいただきたいと思います。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

使途不明金につきましては、原則として資本金一億円以上のいわゆる大法人のうち実地調査を行つたものについて計数を把握しておるところでございまして、この計数に基づいて申し上げますと、過去五年間ということでござりますので、昭和六十二事務年度から平成三事務年度までの五年間、合計で申し上げますと、使途不明金の総額は二千六百十八億円でございます。年平均にしますと五百二十四億円。そのうち使途が判明いたしましたのは、二一・九%に当たります五百七十三億円、年平均にしますと百十五億円でございます。

使途が判明した五百七十三億円のうち、政治資金と見られるものは八十五億円、年平均にしますと十七億円でございます。この八十五億円を五百七十三億円で割りますと一四・八%、こういうことになります。

○鈴木(喜)委員 使途不明金という欄が帳簿の中にあるわけじゃないで、交際費だと何かとかかんとか、仮払金だとかいろいろ書いてあって、一体これは何ですか。何ですかと聞いていたところがどうもこれは説明がつかないという分を税務上で調査したときに使途不明金とするだけで、使途不明という欄があるわけじゃないですかから、調べなければわからないわけですね。

今、ここ五年間ぐらいですけれども、調査の結果使途不明金というふうな形でされた額、そして

かることすら大変だうと思ふんです。全体の金額の中から、その中のまたこれはどうだどうだと追及していく分が二割ぐらいしか明らかにならない。そこで捕捉していかなければならぬという、非常に大変なことだうと思うんですが、これは任意の調査をしてそれでわかつてきました。数字であろうと思ふんですが、一体この調査といふのは全企業の中のどのぐらいの企業を調査されることなんでしょうか。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

いわゆる大法人、原則として資本金一億円以上の法人でござりますが、その実地調査の状況で申し上げますと、過去三年間で、実地調査の割合は一六・四%、一五・六%、一四・〇%、こういうふうになつてございます。

○鈴木(喜)委員 一六%が多い方で一四%まで下がつてきている、だから百社あればその中の十四社しか調べない、十四社を一生懸命調べて、そのうちだけでも一年間に大体五百二十四億円ぐらいがそいつた形であぶり出されてくる、そしてそこで捕捉する数がそのまま二割ぐらい、百億ぐらくなつてしまふ。そうすると、企業の中のあと部分は結局調査を受けないわけだから、受けない分については全く使途不明金なんてもものは出でこないわけですね。

すると、國民から見た場合には、一四%しか調べてもらえない、あの八六%はぬくぬくと使途不明金ということにもならずそのまま経費として落ちたりなんかしているという状況なんですね。

それでも、ここあたりについて国税はそれでいいのかというのは、私はこの使途不明金そのものの存在もおかしいけれども、その把握の仕方そのものがこのままではどうしようもないのではないかと思うのです。その中の一つとして例えば使途不明金が出た場合の処理の仕方ですけれども、どのような形で処分というか、課税をされるとかそういうことをしておられるのかも含めてお知らせいただきたいと思います。

○藤井説明員 お答え申し上げます。
ただいまその実地調査の割合が低いではないか、それでは使途不明金が把握できぬではないか、こういう御質問との扱い、こういう御質問をいただきました。

まず最初の御質問にお答えいたしますと、実地調査の状況は先ほど申し上げたとおりでございまが、そうした法人のうち大法人につきましては重点的に調査を行つ、こうすることをやっておりまして、実地調査の割合、調査日数等の面で大法

人に傾斜をつけた密度の高い調査を実施している、こういうことでございます。また、法人が申告に当たりまして使途不明金を損金に算入している、そういうケースにつきましては調査によりそれをやつておるわけでございます。

○委員御指摘のとおり、すべての法人を調査する

ことはできませんが、ただいま申し上げましたよくて七年間さかのぼつて課税する、こういうことはやつておるわけでございます。

委員御指摘のとおり、すべての法人を調査することはできませんが、ただいま申し上げましたよく、調査必要度の高い法人に対する十分な調査でござりますので、通常三年間の除斥期間ではなくてその二割分については正しく所得した人から受け取るということはできますけれども、使途不明金全体の八〇%については正しからぬことかわからないけれども、会社がこれを損金として扱わないということだから、その扱わないと云ふことで、そこから、それは会社にそもそもあるべきお金なのだということから通常の課税をされるということですね。まあ国税としたら、どこで取つたって結局同じだけ取れるのだったらそれは捕つたって結局同じだけ取れるのだから、それはそのあたりについてもう少し使途不明金をなくすための課税なり徴税なりの方法、そういうふたものも講じられる余地があるのかないのか、これは国税ばかりでなく大蔵省にも伺いたいと思います。

○鈴木(喜)委員 まず、大法人については今の部

分についてお答えをさせていただきます。

大法人についてどの程度調査をしておるかといふことでございます。これは私ども、あらゆる資料情報を収集いたしまして、調査の必要度を判断いたしまして、その調査をしておるわけでござい

もどういった業種がその使途不明金を多く出すかということについても、これもお調べいただいて

ますけれども、そういう問題ばかりでなくて、あるはずなんですが、大企業と今おっしゃいましたから、大企業についてはどのくらいの密度でもつてされているのか、またそういう定期があるのかないのかなども伺いたいと思います。

それからもう一つ、今の課税方法なんですが、國税当局としたら、今ここで使途がどうしても不明である、約八割がわからないわけですね。結局、やつても、先ほどのお話だと二割くらいしか最後まで捕捉できない。正しい所得者に正しい課税をするというその國税の方針は、それによつてその二割分については正しく所得した人から受け取るということはできますけれども、使途不明金全体の八〇%については正しからぬことかわからないけれども、会社がこれを損金として扱わないということだから、その扱わないと云ふことで、そこから、それは会社にそもそもあるべきお金なのだということから通常の課税をされるということですね。まあ国税としたら、どこで取つたって結局同じだけ取れるのだから、それは捕つたって結局同じだけ取れるのだから、それはそのあたりについてもう少し使途不明金をなくすための課税なり徴税なりの方法、そういうふたものも講じられる余地があるのかないのか、これは国税ばかりでなく大蔵省にも伺いたいと思います。

○藤井説明員 ただいま委員の御質問の前段の部

大蔵省にも伺いたいと思います。

まず、大法人については今の部

ままで、幾らの法人が幾らということは固定した数字を持つておるわけではございません。例えば国税局の特別國税調査官が調査を分掌している法人、これはいわゆる超大法人ということで御理解いただきたいわけでございますが、そうした法人につきましては、必要に応じまして毎年のように延べ二百日から三百日の調査日数を投入する、そういう極めて徹底した調査を実施しておるということで、大法人課税の調査の実態を御理解いただきたいと思います。

また、使途不明金につきまして、課税をすればいいというふうに考えておるわけではございませんで、委員御指摘のとおり、私どもは眞実の所得者に課税するという役割を担つておると考えておるところでございまして、徹底した調査を通じまして、その使途の解明に当たつておる、こういうことでござります。

○清水説明員 委員の御指摘の第二点でございまが、この使途不明金につきまして制度的に何らかの手当てをすべきではないかという御指摘かと存じます。ただいま國税局の方から御答弁申し上げましたように、使途不明金、すなわち会社が経費として支出いたしましてその使途が明らかでないというものにつきましては、やはり税制といつたしましては、その眞実の所得者についてできるだけその使途を解明して眞実の所得者を見出します。ただいまも國税局の方から御答弁申し上げましたように、使途不明金、すなわち会社が経費として支出いたしましてその使途が明らかでないというものにつきましては、やはり税制といつたしましては、その眞実の所得者についてできるだけその使途を解明して眞実の所得者を見出します。ただいま中で使途が明らかでない場合、不透明にはこれが損金不算入とする、経費として認めないということによつて結果として課税する

ことか、それが大蔵省にも伺いたいと思います。

○鈴木(喜)委員 これは法人の所得に課税をするという法定税、これは法人の所得として支出したと称してあるものについてその経費として認めない、これによって結果として

その使途不明金について全額が課税されているということになつておりますのは、法人税制の枠内の措置といたしましてはできる限りの措置を講じてあるもの、こういうふうに考えております。

○鈴木(喜)委員 大蔵省はそのあたりではちょっとぬるいのじゃないかと私は思うのですけれども、ここで企業が何のためにこの使途不明金を出すかといったら、多分大体のものについては何らかの企業の利益を上げるために、それは余り正しい手段ではないけれども、人には言えない手段ではあるけれども、企業の利益を上げるために使うわけですよ。例えばここで一億の使途不明金をやるために、会社として十億なり百億なりという利潤を上げたいためにそのままにしておいてもいやというふうに考える、そういうためのものではありませんか。

そうでなければその使途不明金そのものがあるわけがないわけで、取締役が勝手に使い込んでしまったという分ばかりだということであるならば、使途不明金の内容はそうではないはずなんですね。そうすると、例えば政治献金に使われた分などというのが出ておりませんけれども、平成三年の使途不明金の使い道の判明した三十七億円のうちの二十四億円が政治献金に使われているというような現状を見ますと、こういうようなものについてはただ単に損金としては認めないとだけではなくる過ぎるのじゃないですか。ここについてはもつと大きな重課税を課すというような方向で、もし見つかった場合、さっきの捕捉率といふあぶり出し率で一割だし、一四%の企業しか調べられないということで、するすると抜けていても、もう万が一何年に二回かのことで、あればしまった場合には、物すごい課税がされるんだよということになれば、使途不明金というのは、ただ単に損金不算入ということだけを犠牲にすればそれでもまだ採算が合うなというような企業の計算はできなくなると思うのですが、この点、大蔵省はいかがお考えですか。

○清水説明員 今御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたように、使途不明、その支出

はり税制のあり方いたしましては、眞の所得者の措置といたましてはできる限りの措置を講じてあるもの、こういうふうに考えております。

○鈴木(喜)委員 大蔵省はそのあたりではちょっとぬるいのじゃないかと私は思うのですけれども、企業が何のためにこの使途不明金を出すかといったら、多分大体のものについては何らかの企業の利益を上げるために、それは余り正しい手段ではないけれども、人には言えない手段ではあるけれども、企業の利益を上げるために使うわけですよ。例えばここで一億の使途不明金をやるために、会社として十億なり百億なりという利潤を上げたいためにそのままにしておいてもいやというふうに考える、そういうためのものではありませんか。

そうでなければその使途不明金そのものがあるわけがないわけで、取締役が勝手に使い込んでしまったという分ばかりだということであるならば、使途不明金の内容はそうではないはずなんですね。そうすると、例えば政治献金に使われた分などというのが出ておりませんけれども、平成三年の使途不明金の使い道の判明した三十七億円のうちの二十四億円が政治献金に使われているというような現状を見ますと、こういうようなものについてはただ単に損金としては認めないとだけではなくる過ぎるのじゃないですか。ここについてはもつと大きな重課税を課すというような方向で、もし見つかった場合、さっきの捕捉率といふあぶり出し率で一割だし、一四%の企業しか調べられないということで、するすると抜けていても、もう万が一何年に二回かのことであればしまった場合には、物すごい課税がされるんだよということになれば、使途不明金というのは、ただ単に損金不算入ということだけを犠牲にすればそれでもまだ採算が合うなというような企業の計算はできなくなると思うのですが、この点、大蔵省はいかがお考えですか。

○清水説明員 今御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたように、使途不明、その支出

がわからぬかということを解明してそこに負担がだれであるかということを確認してそこに負担を求めるということが基本だと思います。したがいまして、損金不算入ということいかがかといふ御指摘かと思ひますけれども、法人税の中では会社が仮に使途がわかつた場合に経費として扱われるようなものについて、その経費としての性格が確認できないわけでございますから、これについ

て経費としての処理を否認するということによつてその部分について課税するということは、最大限の措置、枠内では限界ぎりぎりのところではないかと思います。

○鈴木(喜)委員 過去に重課税を使途不明金は課すべきではないかという議論があつて、それがとても、「本来、何らかの経費としての性格を持つべきではないわけだ、取締役が勝手に使い込んでしまったという分ばかりだ」ということであるならば、使途不明金の内容はそうではないはずなんですね。そうすると、例えば政治献金に使われた分などというのが出ておりませんけれども、平成三年の使途不明金の使い道の判明した三十七億円のうちの二十四億円が政治献金に使われているという現状を見ますと、こういうようなものについてはただ単に損金としては認めないとだけではなくる過ぎるのじゃないですか。ここについてはもつと大きな重課税を課すというような方向で、もし見つかった場合、さっきの捕捉率といふあぶり出し率で一割だし、一四%の企業しか調べられないということで、するすると抜けていても、もう万が一何年に二回かのことであればしまった場合には、物すごい課税がされるんだよということになれば、使途不明金というのは、ただ単に損金不算入ということだけを犠牲にすればそれでもまだ採算が合うなというような企業の計算はできなくなると思うのですが、この点、大蔵省はいかがお考えですか。

○清水説明員 今御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたように、使途不明、その支出

がおかしいんじゃないかとかそういうふうなこと、どういう端緒からされるのですか。

先ほど超大法人においては「年間二百日、一年間の半分ぐらいが調査にかかる、毎年といったら、大体毎年毎年ずっとかかり切りみたいな感じになるようなイメージもありましたけれども、そういうところでない部分、また大法人でもない一般的でどういうふうな形でこういった検査や監察の端緒を持たれるのでしょうか。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

私ども国税当局いたしましては、あらゆる機会を通じまして有効な資料情報の収集に努めておりまして、その端緒というのを、個々のケースで異なるわけございますのでここで具体的に申し上げることはできませんが、こうした資料情報の収集の結果、分析等をいたしまして、課税上問題ことは、法人税制の枠内の措置としては限界であることは、法人税制の枠内では限界ぎりぎりのところではなさいかと思います。

○鈴木(喜)委員 過去に重課税を使途不明金は課すべきではないかという議論があつて、それがとても、「本来、何らかの経費としての性格を持つべきではないわけだ、取締役が勝手に使い込んでしまった」というふうな理由からそこで「否定されたりまして、その端緒というのを、個々のケースで異なるわけございますのでここで具体的に申し上げることはできませんが、こうした資料情報の収集の結果、分析等をいたしまして、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行つて、こういうことで対応をいたしておるところでござります。

○鈴木(喜)委員 具体的に言つてしまつたら手のうちを見せちゃつて、またつるりと逃げられるといふことがありますから、なかなかそう言えないというのはよくわかりますけれども、例えば監査報告書というのが出ているのですが、こういった監査報告書の記載などというものもその中の一つの資料にしておられるのでしょうか。

○鈴木(喜)委員 監査報告書という具体的な御指摘でござります。そういう資料につきまして具体的にどのようなケースで端緒としたかについては

答弁を差し控えさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、私どもとしてはあらゆる機会を通じて、課税上有効な資料情報の収集に努めておるところでございまして、監査報告書もそうして資料情報の一部といふうに考えておるところでござります。

〔委員長退席、田辺(広)委員長代理着席〕

○鈴木(喜)委員 私も幾つかの会社、このところ名前が出てきた有名会社の監査報告書というのを見せてもらいましたけれども、そんなことの

がおかしいんじゃないかとかそういうふうなこと、どういう端緒からされるのですか。

先ほど超大法人においては「年間二百日、一年間の半分ぐらいが調査にかかる、毎年といったら、大体毎年毎年ずっとかかり切りみたいな感じになるようなイメージもありましたけれども、そういうところでない部分、また大法人でもない一般的でどういうふうな形でこういった検査や監察の端緒を持たれるのでしょうか。

今回もいろいろな、金丸事件に象徴されるような談合事件が出てきました、そのときに国税がかなり活躍をされたということ、やつと検察も立ち上がりまして、その端緒というのを、個々のケースで異なるわけございますのでここで具体的に申し上げることはできませんが、こうした資料情報の収集の結果、分析等をいたしまして、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行つて、こういうことで対応をいたしておるところでござります。

○鈴木(喜)委員 具体的に言つてしまつたら手のうちを見せちゃつて、またつるりと逃げられるといふことがありますから、なかなかそう言えないというのはよくわかりますけれども、例えば監査報告書というのが出ているのですが、こういった監査報告書の記載などというものもその中の一つの資料にしておられるのでしょうか。

○鈴木(喜)委員 監査報告書という具体的な御指摘でござります。そういう資料につきまして具体的にどのようなケースで端緒としたかについては、今委員、監査調査についてのお尋ねではなかつたかと思いますが、一般的の税務調査と監査調査それぞれに分けまして、私ども調査の過程で知り得た事実について、例えば検察官との連携はどうしているか、こういうお話をかと思います。

○鈴木(喜)委員 御案内のとおり、税務職員には所得税法等によつて守秘義務が課せられておるところでござりますが、そうした守秘義務を考え上で重要なことは、守秘義務を守ることによって、私ども税務行政を進めていく上で一般納税者との信頼関係が培われている、こういうふうに考えておるところでございまして、守秘義務を破ることによってそうした信頼関係が崩れてしまうということは避けたいと考えておるところでござります。さらには、税法上の質問検査権の行使につきましては「犯罪検査のために認められたものと解してはならない」という規定があることも考慮しなければならない。こういうふうに考えてまいります

と、税務調査によって知り得た事実等を関係当局に通報することにつきましては、おのずから消極的にならざるを得ない、こういった点を御理解いただきたいと思います。

また検察調査につきましては、これは国税犯則取締法に基づいて行われるものでございまして、一般の税法上の質問検査権行使して行う税務調査とは性格を異にするわけでございます。

ただ、検察調査のうち、許可状を得て強制的に調査を行いますのは、臨検、搜索、差し押さえに限られておるところでございまして、調査の主要部分をなします嫌疑及び参考人に対する質問調査、あるいは参考人の帳簿書類の検査等につきましても、一般的の税務調査同様任意で行われるものでござりますので、相手側の協力が不可欠と考えております。

脱税事件につきましては、検察調査を行った場合、国税犯則取締法に基づきまして告発を行うということになるわけですが、脱税以外の犯罪について関係当局に通報あるいは告発を行うことはおのずから消極的にならざるを得ない、そういうことを御理解いただきたいと思います。

○済政府委員 検察庁の方の関係についてお答えを申し上げたいと存じます。

改めて申し上げるまでもないわけでございますが、所得税その他の直接国税の逋脱事犯につきましては、法律上は国税当局からの告発は訴訟条件とはされておらないわけでございます。その限りでは刑事事件一般の検査処理と変わることはないわけでございます。しかしながら、委員御案内どおり現実問題として見てまいりますと、逋脱事犯の摘発におきましては、複雑な資金の流れを解明して、それに租税関係法令等を当てはめて犯罪の成否を判断することが必要になるわけでございまして、そのためには經理実務や租税法令等に関する専門的知識が強く要請されるところでございますし、また脱税事犯について刑事罰の適用を行いますことの当否ということは、国の租税政策全体の中で判断すべき性格を持つものでございま

す。

したがいまして、この種事犯、直接国税逋脱事犯の取り扱いは一次的には国税当局にゆだねられた事柄である。国税犯則取締法等の調査手法によりまして事案の真相を解明することが困難である場合などには、検察当局が必要に応じて国税当局と協力して告発前に検査を行うこととござりますけれども、原則的には国税当局からの告発を受けた検察当局が検査処理を行なうのが通例であるといふふうに承知しておるわけでございます。

○鈴木(喜) 委員 原則、告発を受けてからというものはすごくよくわかるし、そのまま何となく、本

にも書いてあるような気がするのですけれども、実際にはそうじゃなくて、もつと緊密に連絡をしておるところでございます。

脱税事件につきましては、検査調査を行った場合、国税犯則取締法に基づきまして告発を行うということになるわけですが、脱税以外の犯罪について関係当局に通報あるいは告発を行うことはおのずから消極的にならざるを得ない、そういうことを御理解いただきたいと思います。

○済政府委員 検察庁の方からもお答

えました。

こういったところについて、今法務の強制検査、事情聴取ということは検査が行われているのであろうと思ひますけれども、それぞれ国税についてもまた法務についても、そこで検査といふもの、お答えは大体想像がついてしまふのですけれども、しかしきちんともう一度お答えいただきたいと思います。現在こういったところについて脱税その他についての調査といふことが、その他についても行われているのでしょうか。まず法務から。

○済政府委員 今委員御指摘になられましたよう

に、検査当局においていわゆるゼネコン等から多くの証拠物等を押収するなどしたことは御案内のとおりでございますけれども、検査当局がどのよ

うにかかることをも含めてお尋ねになっておられる

えございましたように、もともとの直接国税逋脱事犯の調査あるいは検査、検査等の面で検査当局と国税当局はできる限り協力して職務を行うところまで仕事をしているわけでございます。先ほど国税当局からもお答えございましたように、国税犯則取締法等の調査手法でどうしても事案の解明が難しい、例えば罪証隠滅の防止のたために人的強制検査手段としての逮捕等が認められていません、そういうことで国税当局が端緒をつかれた事案について、今申しましてのように国税犯則取締法等の手続では事案の解明が難しいという

問題があると認められる場合には実地調査を行うなどによりまして適正課税に努めておるところでござります。特に、大法人の場合に重点的に調査を行なっているところは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その調査の事実等につきましての具体的な答弁はやはりここでも差し控えさせていただきたいわけですが、一般論といいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、国税当局としては

あらゆる資料情報を収集いたしまして、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなどによりまして適正課税に努めておるところでござります。特に、大法人の場合に重点的に調査を行なっているところは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その調査の事実等につきましての具体的な答弁はやはりここでも差し控えさせていただきたいわけですが、一般論といいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、国税当局としては

思ひますけれども、今後検査当局がどういうことについてどういう検査をするかといふことも、そういう検査の見通し等につきましてお答えはいたしかねるわけでございますけれども、一般的論として申し上げますれば、検査当局と協力して告発前に検査を行うべきものがあれども、お答えはいたしかねるわけでございます。

○藤井 説明員 お答え申し上げます。

東京国税局が告発いたしました現在検査室で公判請求中の事案につきましては、お答えは差し控えさせていただきます。

○鈴木(喜) 委員 国税はいかがですか。

○鈴木(喜) 委員 わかりました。

それでは次に、今回、金丸事件においてのゼネコンという問題が、随分言葉が出てきました。たくさんの大手の総合的な建設会社の名前が、私が大変よく知っているような名前が幾つも幾つも出てきました。そこについて強制検査がなされたり、また事情聴取が行われたり、いろいろしたけれども、原則的には国税当局からの告発を受けた検査当局が検査処理を行なうのが通例であるといふふうに承知しておるわけでございます。

飛島建設、東急建設、前田建設工業それから鹿島建設、またそのほかにも戸田建設、大成建設、とかハサマだとか奥村組だとか、もういっぱい出てきました。

こういったところについて、今法務の強制検査、事情聴取ということは検査が行われているのであろうと思ひますけれども、それぞれ国税についてもまた法務についても、そこで検査といふもの、お答えは大体想像がついてしまふのですけれども、しかしきちんともう一度お答えいただきたいと思います。現在こういったところについて脱税その他についての調査といふことが、その他についても行われているのでしょうか。まず法務から。

○済政府委員 今委員御指摘になられましたよう

に、検査当局においていわゆるゼネコン等から多くの証拠物等を押収するなどしたことは御案内のとおりでございますけれども、検査当局がどのよ

うにかかることをも含めてお尋ねになつておられますけれども、その調査が終了いたしまして、その後で新たな資料情報を把握するという場合もございますが、そういった場合には再調査を行うなど常に納税者の適正な課税の実現に努めておるところでございまして、検査当局と国税当局の方で協議をするということは、一等最初に申し上げました協力関係の上

委員のお尋ねは、今後どういう検査をするのか

私どもは、このような考え方に基づきまして、さらには今国会で種々御議論もござります、そ

いたことも踏まえまして、適正な課税の実現に向けて最大限の努力を尽くしてまいりたい、かようと考えておるところでございます。

○鈴木(喜)委員 ゼひとも国税もそれから検察当局も、今回は、やはりこの問題はただ単に脱税がどうしたというだけではなく、政治不信にまでつながる大きな国民の、政治家だけではない、もっとずっと広い意味での仕組みの政治全般にわたつての不信感というものが今大きく出ている時期だと思います。そういう意味で、ぜひ今後、先ほど刑事局長からも言われました、そこから出てくるものがあれば、そこで犯罪というものが出てくるならば、きちんと厳正な処置をされる、このことには私は絶大な信頼と期待を持ってこれからもよろしくお願ひしたいというふうに申し上げたいと思います。

それで次に、今回の改正点の監査役の強化について、今私が考へているのは、こういった法改正をされる法務当局の御苦労もいろいろあつたと思うのですが、監査役を強化しなければならないといふのは、先ほどからも言われているような会社の社会的な責任を果たす意味で、会社の一番内部にありながら、もっと社会的な分までの利益または公益というところまででしょか、そういうふうに私は絶大な信頼と期待を持ってこれからもよろしくお願ひしたいといふふうに申し上げたいと思ひます。

それで、今私が考へているのは、こういった法改正をされる法務当局の御苦労もいろいろあつたと思うのですが、監査役を強化しなければならないといふのは、先ほどからも言われているような会社の社会的な責任を果たす意味で、会社の一番内部にありながら、もっと社会的な分までの利益または公益というところまででしょか、そういうふうに私は絶大な信頼と期待を持ってこれからもよろしくお願ひしたいといふふうに申し上げたいと思ひます。

よって本当に監査役の強化になるのかということが問題になると思うのです。まず人事権が、たゞえこれが株主総会で決まるものだとしても、実際にはこの人事の実権を持つているのは企業の経営のトップの人たちである。ですから、任命権者は全く別のところに置くとか、この任免について、例えば物をばらすことができるよう

にするためには、もともと経験をどのようにするかということで、今度はかなり社外監査役を入れたとしても構成員の中のほんの一三分ですか、それでは非常に足りないのではないか。それからもう一つ、ここで抜けているのですか、監査役のところに情報が流れ込んでくるようなシステムになつていらない。この点については今回も何ら手当てがなされていない。また、監査役に十分なスタッフをつけるようになつてない。だから、監査役が独自に何かを調査しようとしても、スタッフもいらないできない。それじゃ独自に調査しなくとも情報がすっと入り込んでくるようなシステムになつていては、それがどうなシス

トでございます。それまでの監査役というのは会計監査だけございました。しかし、御承知のように、昭和三十年代の後半から四十年代にかけてまして山陽特殊鋼の倒産とか大きな企業が相次いで倒産したわけでござりますけれども、その原因の多くにいわゆる粉飾決算が背後にあったというようになります。そこで、御指摘のとおりでござります。

そこで、四十九年改正におきまして、単純な会計監査からさらに職務執行も監査をする、つまり取締役の日常の業務執行についても法令、定款に違反することがないように監査役が監視するシステムに改めるとともに、取締役会に出席して意見を述べるとか、会社の営業状況について取締役から報告を求めるとか、株主総会に対する提出議案の調査権、あるいは監査役の任期も二年に伸長するというような大きな改革がされたわけでござります。と同時に、商法特例法が制定されまして、大会社の計算書類及び附属明細書については監査役の監査のほかに会計監査人、これは公認会計士あるいは監査法人でございますけれども、そういう専門的な監査も受けなければならぬといふふうにいたしましたことはよく委員御存じのとおり

えでしょうか。

そこで、四十九年改正におきまして、単純な会計監査からさらに職務執行も監査をする、つまり取締役の日常の業務執行についても法令、定款に違反することがないように監査役が監視するシステムに改めるとともに、取締役会に出席して意見を述べるとか、会社の営業状況について取締役から報告を求めるとか、株主総会に対する提出議案の調査権、あるいは監査役の任期も二年に伸長するというような大きな改革がされたわけでござります。と同時に、商法特例法が制定されまして、大会社の計算書類及び附属明細書については監査役の監査のほかに会計監査人、これは公認会計士あるいは監査法人でございますけれども、そういう専門的な監査も受けなければならぬといふふうにいたしましたことはよく委員御存じのとおり

別に定めるとか、さらには取締役に対して営業状況の調査、報告を求めるというにとどまらず、使用者に対してもそういう請求をすることができ

る、いわば使用者を使って会社の状況を調査する

ことができる、こういうふうに改めたわけでござります。

そういう意味で、監査役の権限は数次にわたる商法の改正によりまして非常に強化されてきたといふことが間違ひなく言えるわけでございまして、それなりの成果を相当に上げていると私どもは考えております。しかしながら、依然としていろいろな不祥事が絶えないというようなことがございまして、一体それはどういうところに原因があるのだろうかということでいろいろな研究、検討がされたわけでござりますけれども、結局、権限を与えてそれがうまく行使され得ないといふふうに思ひます。

そこで、昭和五十六年に至りまして、いわゆるロッキード事件等が起きたというようなことがございまして、さらに徹底した監査制度の充実強化を図る必要があるということから、監査役が取締役の法令、定款違反行為を報告するために取締役会の招集権まで監査役に認めるとか、報酬についでもその独立性を保持するために監査役の報酬は

違反する行為をしたというようなケースも最近あるわけでござりますが、私どもいたしましては、このようない制度改善によりまして、例えば監査協会というような監査役の集團があるわけではございますが、そういうところで本当に会社の正しい監査制度のあり方はどうあつたらいいかというような研究、検討が非常に熱心に続けられています。そういうものがだんだん会社の監査の中にも成果としてあらわれてきているというようなことがあるわけでございまして、今回の改正がどの程度まで監査制度の充実改善に寄与するかということについてはいろいろな考え方があるうかと思ひますけれども、大いに期待をいたしたいというふうに思つてゐるところでございます。

○鈴木(喜)委員 今のお答えで、またこれが議事録に載りますね。後日見たら、やはりこのとおりになつていなくてまだめったったということにならぬよう、ぜひ、改正したらなりの効果を生み出すために、だだつくつてしまえばいいということでもなくして、その運用そのものについて常時いろいろな意味でのチェックを入れながらやつていかなければならぬ問題だと思いますし、その点も含めてお願いをしたいと思うのです。

こういう監査役についてだけではない、企業そのものは一体何のためにあるのだろうかという非常に根本的な問題に、いろいろ調べたり考えたりしている間に、どうしても私そこに突き当たつてしまふわけです。一休会社というのは何なのだろう、企業というのは何なのだろうか、そういった問題にもだんだん突き当たってきます。きょうはもう時間がありませんから、代表訴訟以下については次機会にまつりいろと問題提起等をさせていただきたいと思うので、きょうは監査役の問題までをさせていただきたいと思うのです。

監査役が、株主とか従業員とか会社債権者とか、そういう人の利益のためだけではないのではないかと先ほども申しましたけれども、この点、例えは使途不明金という問題があつたときに、使

途不明金といつても、取締役が自分で僕に入れて私腹を肥やしたということならば、だれが見てもこれはだめだ、監査役はこういうものを監視しなければいけないとわかる。粉飾決算をするということは、もうかつてもいないのでもうかつたような形や何かをとつていて、そのうちにどんとつぶされればいいとわかる。粉飾決算をするというふうに非常に苦しむ。これもよくわかるのですね、こういう意味で監視するのは。

しかし、会社はもうけるために使途不明金ということが出てきてしまい、そういった現象によって会社が利潤を上げていく。それなら監査役はそれでいいのか、それは監査の対象にしなくていいのか否か。私は、こういう場合にも社会的責任で、会社はやはり合法的な正しい手順を踏んだ利益でなければならない。特に公共事業の受注などについては、結局国民の税金をいわば利益の対象としてくるような企業の仕事なわけですから、こういったものについてはあつてはならないリベートの問題であるとか政治献金の問題であるとかを含んでくるわけですから、こういったところで、企業も含めて、監査役はだれのどのようない利益を守るものであろうと大臣はお考えであるか、法務省はどうお考えであるか、この点お聞きしたいと思います。

○清水(満)政府委員 大臣がお答えになる前に私の方から一言お答えさせていただきたいと思います。

監査役はだれのどのような利益を守るために置かれている機関かというお尋ねでござります。

○清水(満)政府委員 大臣がお答えになる前に私の方から一言お答えさせていただきたいと思いま

う問題もあるわけござりますが、私どもは、やはり会社として各種の法令を的確に遵守して社会的な非難を浴びないよう行動することが社会的责任を果たすゆえんであるというふうに思つてゐるわけござりますが、監査役はまさにそういう会社の行動の違法、不当な点を正すという意味において非常に重要な地位を占めているものであるというふうに考えておる次第でござります。

○後藤田国務大臣 会社も社会的な重要な存在でござりますから、会社自身が企業倫理を守らなければならぬのは当然の責務であろう、私はこう思います。それがためには、やはり会社とい

うのが法令の範囲内で適正な企業活動をやって、そして利潤を上げ、そうすることによって、まずは株主の権利を守らなければいかぬと思います。そして同時に、何百人、何千人の従業員の生活といふものを支えなければいけない。したがつて、そういう面についても会社としては十分な責任を果たすような経営をやっておらなければならぬ。そういったような会社の基本的な責任が適正に守られているのかどうかということで、やはり監査役といつものがそれなりの十分な役割を果たす、

これが私は一番大事なことではなかろうかなと。そういう意味合いにおいて、従来からもたびたび制度改正をしておるようでござりますが、今回もそういう物の考え方の基本の上に立つて、まずは年限を延ばしてみたり、社外監査役を置いてみたり、各般の施策をとつて、そして企業の法令の範囲内における活動ということは当然のことではあります。が、同時に企業自身の果たさなければならぬ社会的な責任も適正に果たしていこう、こういう意味合いにおいての改正であろう、私はかくいう意味合いにおいての改正であります。

そういう中で監査役は、会社が法令、定款に違反することが出でてしまい、監査の結果と反することがないようチェックする、そのような行為を取締役が行うということになりますとそれについて差止請求をするし、あるいは結果的にそのようなことが行われた場合には、監査の結果としてそれを指摘するというようなことがその職責として与えられているわけござります。だれのための機関かといつて、法律的にはちょっと不正確になるかもしませんけれども、やはり会社の業務の適正な執行を図るということが最大の職責だと思います。

会社の社会的責任というのを一体何なのかといふ問題もあるわけござりますが、私どもは、やはり会社として各種の法令を的確に遵守して社会的な非難を浴びないよう行動することが社会的责任を果たすゆえんであるというふうに思つてゐるわけござりますが、監査役はまさにそういう会社の行動の違法、不当な点を正すという意味において非常に重要な地位を占めているものであるというふうに考えておる次第でござります。

○後藤田国務大臣 会社も社会的な重要な存在でござりますから、会社自身が企業倫理を守らなければならぬのは当然の責務であろう、私はこう思います。それがためには、やはり会社とい

うのが法令の範囲内で適正な企業活動をやって、そして利潤を上げ、そうすることによって、まずは株主の権利を守らなければいかぬと思います。そして同時に、何百人、何千人の従業員の生活といふものを支えなければいけない。したがつて、そういう面についても会社としては十分な責任を果たすような経営をやっておらなければならぬ。そういったような会社の基本的な責任が適正に守られておりますが、なぜこういうふうに監査役が短い在職年数しか現実には在職していないのか、いかようにお考えでしようか。

平成四年四月、日本監査役協会実施の監査役の実態調査によりますと、監査役の在職年数は、一年未満が二五・六%，一年が一八・六%という形で一年以内が四四・一%という大変多い数を占めています。

○伊東(秀)委員 まず、監査役の問題からお尋ね

○清水(満)政府委員 お尋ねの監査役の実態調査でござりますけれども、これは調査時点において監査役として勤務していた年限がちょうど一年未満である、そういう方が二五・六%おられるといふうことでございまして、一年未満で監査役を退任した、つまり就任から退任までの期間が一年未満である、こういう趣旨のものではないというふうに承知いたしております。平均的な監査役の在任期間というのは大体三年六ヶ月という統計も他方では出ているわけでございます。

○伊東(秀)委員 今回三年に延長したわけですが、それはどういう趣旨からでございますでしょうか。

もとより、それぞれの監査役は会社業務全般についての監査権を持っておりますので、全部をやることでござりますればそれはそれでも構わないわけでござりますけれども、個人の能力にはおのずから限界があるということもありますので、監査役会でその辺を調整して有効な監査をすることが期待できる、こういうふうに考えた次第でござります。

○伊東(秀)委員 社外監査役に関しては経済界からかなりの反対がずっと従前から伝えられておりました。それが今回入ったわけですけれども、対象となる商法の特例法上の大会社と言われるものは現在八千社ぐらいあるだろと言われている中で、社外監査役 現実に適任者を得られるのかといふのは大変問題じゃなかろうかと思うのですが、この辺はどうにお考えなんでしょうか。

○清水(道)政府委員 いわゆる社外監査役という議論は、実は昭和五十六年商法の改正のときにも随分議論されました。当時の議論といたしましては、この商法特例法の大会社は八千社あって、それについてすべて社外監査役というものを強制されるということになりますと、現実の問題としてはなかなかそういう人を得がたいという問題もあるのではないか、逆にそれを強行しますと形だけの社外監査役というものが生まれてきて、実は会社の内情はさっぱりわからない、本当に名目だけの社外監査役ということになってしまふのではないかというような議論も実はあつたわけでござります。

しかしながら、その後、経済界をめぐるいろいろな不祥事の発生とかあるいはいろいろな動きといふものが出てまいりまして、ある程度社外監査役の要件を緩和するということであれば、このようないふうに考えてみますと、ある程度社外監査役会が作成した監査報告書の効力はどうなのかといふのがあります。これは強行規定でござります。

○伊東(秀)委員 この十八条が監査役についてなわけですけれども、三人以上でなければいけない、そして一人以上は社外監査役でなければいけないという規定に反している場合の監査の効力、その監査は瑕疵を帯びることになるのか否か。過料の制裁についてはござりますけれども、監査それ自体の効力に関する話ではないかがなものでしようか。

○清水(道)政府委員 特例法十八条第一項でそういったいわゆる社外監査役を最低一人選任しなければならないということになつているわけでござります。これは強行規定でござります。ですから、たまたまある会社がこの要件に該当しないわゆる社外監査役を一人以上選任していく、そのうちの一人だけにそういういわば要件違反があつたというようなことは別の問題としてあらうかと思ひますけれども、法律の要求する一人について社外監査役を選任したところ、実はその社外監査役が、非常に極端なことを申しますと四年間しかまいませんけれども、監査役会が取締役に提出する監査報告書の件なんですが、「監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。」さらに、この場合には各監査役と違うような意見を持っているような、少数意見者といふんでしょうか、そ

ばならない」というふうにいたしておりますが、例えばこの五年について三年程度にしてほしいとか、そういうような意見も実は経済界の中になかったわけではございません。しかし、いろいろな意見を調整しまして、五年間程度の要件であれば大会社の多くはそういう資格を備えた監査役を選任することができますが、法律で最も低い要件として強制をする、これは強制するわけでございますから、そういうことになりますと五年間程度ということで最終的な結論になった、こういう次第でござります。もとより、既に大会社の中にはこういった意味での社外監査役の方を相当数選任しているところもあるわけでござりますが、法律で最も低い要件として強制をする、これは強制するわけでございますから、そういうことになりますと五年間程度ということで最終的な結論になった、こういう次第でござります。

○伊東(秀)委員 この十八条が監査役についてなわけですけれども、三人以上でなければいけない、そして一人以上は社外監査役でなければいけないという規定に反している場合の監査の効力、その監査は瑕疵を帯びることになるのか否か。過料の制裁についてはござりますけれども、監査それ自体の効力に関する話ではないかがるものでしようか。

○清水(道)政府委員 特例法十八条第一項でそういったいわゆる社外監査役を最低一人選任しなければならないということになつているわけでござります。これは強行規定でござります。ですから、たまたまある会社がこの要件に該当しないわゆる社外監査役を一人以上選任していく、そのうちの一人だけにそういういわば要件違反があつたというようなことがありますと、その決議については瑕疵がある、決議の方法あるいは手続に瑕疵があるものとして株主総会の決議が取り消しの対象になり得る、こういうふうに考えるわけでござります。

○伊東(秀)委員 はい、よくわかりました。

次に、特例法の十四条三項の関係なのですから、監査役会が取締役に提出する監査報告書の件なんですが、「監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。」さらに、この規定の趣旨は、基本的に商法における監査の規定になつていています。これは「意見を付記することができる。」こういう規定になつていています。

監査役会の監査報告書には第三項の一号から三号に掲げる事項を記載しなければならない。その際に監査役がもし異なつて意見を持つていればその「意見を付記することができる。」こういう規定になつていています。

○清水(道)政府委員 まず、監査特例法の十四条の三項でございます。

監査役会の監査報告書には第三項の一号から三号に掲げる事項を記載しなければならない。その規定の趣旨は、基本的に商法における監査の規定になつていています。これは「意見を付記することができる。」こういう規定になつていています。

監査役会の監査報告書には第三項の一号から三号に掲げる事項を記載しなければならない。その規定の趣旨は、基本的に商法における監査の規定になつていています。これは「意見を付記することができる。」こういう規定になつていています。

この規定の趣旨は、基本的に商法における監査の規定になつていています。これは「意見を付記することができる。」こういう規定になつていています。

しかし、その前提にはやはり各監査役がはらばらにするという基本的な骨組みがありますので、そのことを考慮して、各監査役の個人意見というものが

がそれなりにもしあればこれを「付記することができる。」こういうふうにいたしたのが十四条の三項の趣旨でございます。

そこで、さらに十八条の四の第二項の虚偽記載の問題でございますけれども、この十八条の四で「商法第二百六十六条ノ三第一項及び第三項の規定は、監査役が第十四条第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について適用する。」ということになっているわけでござります。

この商法二百六十六条ノ三第一項という規定は、これは取締役が株式申込証等に虚偽の記載を

した場合における責任規定でございます。この二

項のただし書きに「取締役が其ノ記載、登記又ハ

公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタ

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ」ということになつてい

るわけでござりますが、十八条の四の第二項の規

定におきましては二百六十六条ノ三の第二項を準

用しておりますので、「重要な事項につき虚偽の

記載をした」という場合には、監査役がそ

のよな記載をするについて注意を怠らなかつた

ということを自分の方で証明しないと責任は免れ

ないという意味で監査役の責任を重くしておる、

こういう趣旨の規定でございます。

もとより監査役というのは、一般に、善良な管

理者の注意義務をもつてその職務を行わなければ

ならない。会計監査人がした監査報告について、

これが適切であるかどうかというようなことにつ

いては十分に調査をする、つまり善良な管理者の

注意義務を尽くす、そういう意味での義務が当然

課せられているわけでございまして、それを怠る

ということになりますと、監査役としてはこの責

任を問われ、善管注意義務違反ということでおそ

損害賠償責任等が生ずるというようなことになつ

てるわけでございますが、この虚偽記載につきましても、みずから十分に注意を尽くしたということを自分で證明しなければならない。第三

者が監査役に損害賠償を請求する場合は、あなた

は善管注意義務を尽くさなかつたということを第

三者の方で証明する必要があるわけでございますが、この虚偽記載については、監査役の方で自分が注意を十分に尽くしたということを証明しなければならない、こういう意味になるわけでござります。

もちろん、何が重要な事項であるか、また虚偽の記載というのは、これは客観的に虚偽かどうかかというのを決まるわけでございますけれども、そういうことを前提としたとしてそのような責任規定を明らかにしたもの、こういうふうに私どもは理解しているわけでございます。

○伊東(秀)委員 今の御答弁ですと、虚偽記載においては、みずから善管注意義務を尽くした、つまり自分は虚偽の認識がなかつたということを証明しなければならないという趣旨と受けとめてよろしいのでしょうか。

○清水(進)政府委員 御指摘のとおりであろうと、いうふうに考えております。

○伊東(秀)委員 そうしますと、十八条の損害賠償責任が発生する場合に至らなくても、虚偽の認識はなかつたが客観的に相当ではなかつた、例えば意見を付記したないしは付記しない、客観的に見れば会計監査人の監査の方法、結果が相当でないにもかかわらず相当であつたというふうに監査役会が認定したとか、そういう場合には損害賠償責任は発生しないというふうに考えるということにならぬでしょうか。

○清水(進)政府委員 二百六十六条ノ三の一項の規定は、これは「取締役が其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」

こういう規定があるわけでございます。これはいわゆる重過失といふふうに言つております。しかし、二項の方の虚偽記載につきましては、これは注意を怠つてはいなかつたということを証明すればその責めが免れるという意味におきまして一

項とは違う、一種の軽過失である、こういうふうに言つていいかと思います。

○伊東(秀)委員 次に、特例法十八条の二の二項なんですが、監査役会は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもつて、監査

方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。」というふうに御指摘のとおりなっています。

このようにした趣旨は、先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、複数監査役制をとる大企業において、その組織的な監査を実現する

ことのためには監査役の役割分担というよう

なものを見つけることが合理的ではないか、そういう意味におきまして、監査役会においてそういうことを決めることができるようにしようということになつて

ます。「ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。」

法その他の監査役の職務に関する事項を定めることであります。ただし、大会社におきましてこう

いう監査役会の組織というものができますても、個々の監査役がこの監査権限を有するということには変わりがないわけでございます。商法の二

百七十四条第一項、これが基本の規定でございますが、これについては一切の修正を施していない

わけでございます。そういう意味では、監査役会は基本的には複数の監査役による監査が組織的かつ円滑に行われるようにするための一種の調整機

関としての性格を有するものだというふうに見てよいかと思います。

したがつて、御指摘のこの特例法十八条の二の第二項のただし書きというのは、監査役会が監査

役の職務の執行に関する事項を定める場合においても本来の監査役の監査権限を縛るというような

ことはできない、こういうふうにしたわけでござります。ただ、そういう意味での職務分担の決

に言つて差し支えないというふうに思うわけでございます。

○伊東(秀)委員 ただし、損害賠償責任は重過失

なんですか。

○伊東(秀)委員 ただし、損害賠償責任は重過失

になつていると思うのですよね。そうすると、今

のは重過失の程度の急りというふうに考えるべき

なんですか。

○伊東(秀)委員 ただし、損害賠償責任は重過失

になつて差し支えないというふうに思つてゐる

ところの関係はどういうふうになつてゐるので

しょうか。

○伊東(秀)委員 ただし、損害賠償責任は重過失

になつて差し支えないというふうになつてゐる

ところの関係はどういうふうになつてゐるので

しょうか。

議というようなものを監査役会で定めたような場合に、その分担決議自体が、それぞれの監査役が善良な管理者の注意義務をもつて十分に注意をし、た上でそういうような分担決議をしたということになりますと、これはやはり個々の監査役はその定めに拘束されるということになるのではないですか。

したがって、例えば、本来監査役は会社の業務全般について監査権限を有するわけでございますけれども、そのように適法適式にされた分担決議があるというような場合には、それに従って監査役としての行為をすれば任務懈怠の責任は問われない、全部について監査をしなければならないというものは大変なことでござりますから、ある特定の分野について監査分担決議に基づいて監査をしたという場合は、ほかの部分について監査役としての監査をしなかったから責任を負うということにはならないのではないか、こういうふうに考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、本来監査役としての独自の監査権限を持つていていう前提の上で、いわば多数人の監査役の職務について調整をするという意味での監査役会といふもの機能があるということで御理解をいただきたいというふうに思つてございます。

○伊東(秀)委員 そうしましたら、例えば自分の分担ではない部分の監査役の部分に相当でない部分があつた、そういうふうなときに、その相当でないということについての意見をここに分担ではない監査役が書かなかつたというような場合には責任を問われない、本文との関係ではそのように考えていいのでしょうか。

○清水(進)政府委員 通常の場合であれば、分担決議に従つてその分担を試みに遂行すればいいとすることになるわけでございますけれども、しかし他の監査役の調査の結果の相当性について自分立場から見ても疑問がある、こういうようなことがある、疑問の余地がないということであれば問題がないのでございますけれども、疑問がある

というような場合には、これはもともと監査役についてそれぞれ全般についての調査権というか監査権があるわけでございますから、そういうものに基づいて調査をすることができるし、また調査をする義務もあるということにならうかと思います。

具体的にそういうような事例が、つまり自分の分担区域外の区域についての他の監査役の監査について疑問が生じるという場合が具体的にどういう場合なのか、ちょっと私具体的な事例は思いつきませんけれども、もし観念論としてそういうものがあるということであれば、やはり調査をしないければならない、場合によっては、それを怠りますと責任を問われるということもそれは考えられるということにならうかと思います。

○伊東(秀)委員 次に、社債に進みたいですが、その前に、先ほど鈴木委員が質問いたしました使途不明金につきまして、私も企業の使途不明金の問題についてちょっと質問をいたしたいと思います。

まず、刑事局にお尋ねいたしますが、金丸氏の脱税の関係で何社から使途不明金関係のブツを押収しておられますでしょうか。

○濱政府委員 金丸前議員の所得税法違反事件において、検察当局がその捜査の過程で押収した箇所についてのお尋ねかと思うわけでございます。総合建設会社や山梨県内の建設業者など九十四カ所から証拠物等を押収したというふうに報告を受けております。

○伊東(秀)委員 相当数の箇所から押収しておられるようですが、現在もそれに基づいて新しい立件のために捜査を進めているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○濱政府委員 先ほど鈴木委員のお尋ねもございましたお答え申し上げたわけでございますけれども、しかも、金丸前議員らに対する所得税法違反事件の捜査はおおむね終了したというふうに聞いています。先ほどお尋ねを受けました捜査の過程で押収した証拠物等をも含めまして、今

後、既に公訴提起をいたしました所得税法違反事件の公訴維持等の観点から、必要に応じましてこれらの中間物等の分析、検討を行うというふうに理解しているわけでございます。

それ以上に検察当局がどういう捜査を行つてゐるか、あるいは今後どういう捜査を行つていてことについては、お答えを差し控えさせていただきます。

○伊東(秀)委員 大蔵省にお尋ねいたします。先ほどの御答弁では、使途不明金ということでおれども、使途不明金といふことでは企業から出てきた場合にもできる限り眞実の所得者に課税するため調査を行つていているということです。

○藤井説明員 お答え申し上げます。私も国税当局といたしましては、眞実の所得者に課税するというのが税務行政に課せられた課題である、このように認識をいたしております。

○伊東(秀)委員 お答え申し上げます。私が、会社にとって使途不明といふことはあり得ないわけで、税務上の処理の問題だというふうに考えられるわけでございます。

○伊東(秀)委員 お答え申し上げます。私は、社会悪を生み出しているということを考えます。

○伊東(秀)委員 使途不明金という概念そのもの

が、会社にとって使途不明といふことはあり得ないわけで、税務上の処理の問題だというふうに考えられるわけでございます。

○伊東(秀)委員 使途不明金が一昨年から問題になつておりました証券会社における損失補てんの問題あるいは今非常に国民の不信を買つている政治不信任の元凶問題になりますが、大蔵省としまして、社会的に使途不明金が一昨年から問題になつておりました

こと、あるいは今後どういう捜査を行つていてことについては、お答えを差し控えさせていただきます。

○伊東(秀)委員 お答え申し上げます。私は、社会悪を生み出しているということを考えます。

する、経費性を認めないということが法人税制の枠内の措置としてはぎりぎりの対応かというふうに考えております。

○伊東(秀)委員 フランス等ではペナルティー税を課しているということもあるわけでございます

が、それについてはどういうふうに考えるかといふことが第一点。それから、企業財務課の方にお伺いしますが、これは企業の財務としても非常に問題である、これをいかにしてディスクローズさせられるかというような点についてのお考えはいかがでしようか。

○清水説明員 今フランスの制度についての関連の御質問でございますが、確かにフランスにおきましては、支出の受領者の氏名等が明らかでない場合に損金算入を否認するほかに、一定の課税をするという方式がとられていると承知しております。一方で、どうしても使途が解明できない場合には法人税制としてどういう対応ができるかという点につきましては、その経費としての損金算入を認めないという点が制度の枠内としてぎりぎりのところかと思います。

○松谷説明員 お尋ねの使途不明金でございます。我が国と同様にいわゆる使途不明金についても、そこには負担を求めるというのが基本になるかと思います。一方で、どうしても使途が解明できない場合には、その経費としてどういう対応ができるか

の経理担当者であるとかその支出に当たった責任者であるとか、そうした者から意見等を十分聽取をして、そしてその資金の性格を確認、決定した上で経理されているもの、このように承知しております。

○伊東(秀)委員 今のは実情ですかとも、立法政策として、企業財務課としてどう考えるかということを伺ったわけでございます。

○松谷説明員 先ほど申し上げましたように、使途不明金という概念はございません。したがいまして、私どもとしては、有価証券報告書におきましては、その資金が現実に会社から支出されて、それが適切に、出されたとおりに経理されているかどうかということが問題なわけでございます。また、その支出がどのよつた性格でなされたかといふことが問題なわけです。したがって、その経理が、現実に行われた支出どおりに適切に経理、計上され、そしてその資金の性格に沿ってきちんと分類されなければ、有価証券報告書としては問題がない、このように考えております。

○伊東(秀)委員 企業財務課としては、この問題については何らする必要はないとの考え方になつておられます。それでよろしいのでですか。

○松谷説明員 先ほどから申し上げておりますように、有価証券報告書が公衆の総覽に供されて、企業の実態が投資家に明確にされるということが重要なものでございます。したがって、資金の流れが正確に計上され、そしてそれが資金の性格に沿つて分類されれば、投資家に対する情報提供においては、投資家に対する情報提供としては、非常に重要なわけでございます。

○松谷説明員 お尋ねの使途不明金でございますけれども、私どもの所管しております証券取引法におきましては、使途不明金という概念はございません。証取法におきますところの有価証券報告書におきましては、すべての支出はその支出の性格に応じて、例えばそれが費用であるとか交際費であるとか寄附金であるとかというように、適切に経理区分されているものと承知しております。もちろん、その支出の性格を確認した上で分類するわけでございますが、その確認の際には、会社

一九八三年に政府税調が、使途不明金に関する問題に絡みますと、国民の税金の一部を還流させているといえどいのであります。国民にとって、納税者にとって背信行為であるというような怒りが非常に上がってきているわけですね。今のような、企業財務課のような、それはいいのでもない国民の絶望感と不信感と怒りが高まっているであろう。そういう意味でも税調が、やはり商法、刑法上の問題ある意味では行き先不明の金というものは相手方の脱税帮助につながっているわけで、政府としてはいかにすべきかというのを真剣に考えるべきではなかろうかと思うわけであります。

その辺について、商法、刑法等の関連で検討されるべき問題であるということをいかにお考えになつていらっしゃいますか。

○清水(満)政府委員 先に商法の観点からのお答えを申し上げたいと思います。先ほど来御説明がござりますように、使途不明金という概念は商法上はないわけでございます。寄附金などとか諸会費だとか雑費というような形で計算書類上は分類されておるということになつているわけでございます。そういう前提で、税法の面で、例ええば費用の支払い先を明確にしなくてはなりません。これが損金ではなく益金として税金の対象とするというふうな形で使途不明金という言葉が生まれてゐるというふうに私ども承知しているわけでございます。

○伊東(秀)委員 大蔵省の企業財務課としては、今問題になつてある社会的な問題に対する姿勢としては、非常にクリエイティブでないというか、私はそういう印象を受けました。次に、法務省の方に伺います。

おいて会社の財産及び損益の状況を明確にすることが根本的な重要な問題として要請されているわけでございますが、いわゆる使途不明金の関係で申しますと、もしその支出に関して不正経理が行われておるということになりますと、これはもう既に現行法上、商法の禁止するところでございます。商法の四百九十八条第一項第十九号にそういうような禁止規定があるわけでございます。

さらに、その結果会社等に対して損害を与えることになりますと、その不正経理に関与した取締役の責任の問題がござりますし、民事上の損害賠償責任ということもあります。また、刑事罰という面でも、不正経理に関与した取締役が場合によっては特別背任罪に問われるということにもなるかと思います。

そしてさらに、このような粉飾の経理、不正、不実の記載をチェックするシステムといたしまして、先ほどから問題になつておりますような監査制度、あるいは公認会計士、監査法人等による会計のチェックというようなシステムが、システムとしては成り立つてゐるわけでございます。不正金というものをターゲットにした法改正といふことはちょっとと考えにくいのではないか、こうしたがいまして、現行法にさらに加えて、使途不明金というものをターゲットにした法改正といふふうに私どもは現在考えているところでございます。

○伊東(秀)委員 使途不明金というものが何に使われているかわからない、しかも脱税、裏献金あるいは損失補てんの元金になつてゐるということであれば、株主に対する背信もあるわけですね。証券会社の損失補てんの問題のときに訴訟になつて、損害賠償請求が出ていると思うのですが、そういうったことを今回きちっとやっていくと、いうことが一つの先鞭になる。

商法で今規定されていることが眠つてしまつて全然機能していないために、ことし一年間で一億円以上の資本金の企業に限つても三百九十六億円ですか、使途不明金が出てきているというような

状況であるわけです。商法の規定があるからいいというだけではなしに、規定が全然機能していないからこそこうなっている。そこで現に訴訟が出ているということもありますので、その辺、民事局としてももう少し関心を払い、意欲的になっていただきたいと思うのです。

刑事罰の関係、刑法との関連で、政府税調が今後の措置として検討されるべきであるというふうに提言している、答申していることに關しまして、特に脱税帮助等との関係でどうお考えなのでしょうか。

○済政府委員 お答えいたします。

先ほど来たひたひお話を出ておりますように、使途不明金という概念自体は決算処理においては生じないものでございまして、税務申告に際して、決算処理ではいずれかの勘定科目で処理していく支出を、企業側が自己否認したり、あるいは税務当局側が形成の裏づけがないという理由で否認することによって生じるものというふうに理解しているわけでございます。そういうような税務申告という特殊な局面においてあらわれる現象でござりますからして、これを刑罰法の一般法である刑法において处罚の対象とするということはありますからして、この使途不明

金問題に関しては刑法に处罚規定を置くこと自体は法体系上の問題があるということとは今申したおりでございますが、それでは、この使途不明金の問題について法規制の必要があるとして、その目的がどういう目的であるのか、あるいはその目的達成のためにはどういうような法令でどういうような規制を設けていくのが最も効果的であり、あるいは整合性を持ち得るのかというふうに思つてございます。

○伊東(秀)委員 具体的にはお考えになつていらっしゃらないのでしょうか。今おっしゃったことの中身でございますが。

○済政府委員 お答えいたします。
業財務一般に関する虚偽報告というようなものを処罰の対象とする必要はないという趣旨を、逆に、そういう個別の法律で罰則を置いていることから見ますと、そういうふうな趣旨にも理解できるのではないかというふうにも思うわけでござります。

○伊東(秀)委員 ちょっと今のは理解不能だったのですが、最後に、この使途不明金について法務大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 大変厄介な問題でございました。

今民事局長から御答弁申し上げましたように、商法上はそういうものはないわけですから、商法の世界では私は無理だと思いません。商法の上で不正経理ということであれば、これは問題なしに現行規定できちんとやれるわけですね。

問題は、今度は刑法上どうかということになら問題だと私は思いますが。実はこれは自由民主党の中で、四年前に私が政治改革大綱をつくったときも、今の熊本の知事の、何とおっしゃったかな、福島君が、これは専門家ですから、大変な懸念を込めてこれを何とかしようといったようなことであったのですが、政治改革大綱をつくったときも、今の熊本の知事の、何とおっしゃったかな、福島君が、これは専門家ですから、大変な懸念を込めてこれを何とかしようといったようなことになると、政黨が党としての考え方を出しておられますから、そういう中で政治資金規正法についても我々は我が党としての考え方を出しておられますけれども、野党の皆さん方は野党の皆さん方のお話もあるのでしょうかから、そこらはお互いに立場を乗り越えながら、一体どうすればいいんだろうかといったようなことを整理すべき時期に来ておるのではないか。これは私の率直な考え方でございます。

○伊東(秀)委員 一応使途不明金につきましてはこれまで終りまして、あとちょっと時間がござりますので、社債の問題に、簡単なことだけに入らせていただきますが、今回社債の発行限度額を撤廃した、そのかわりに社債管理会社の設置を強制するというような法規制になったわけでございました。されども、管理会社を設置しないで発行された社債の効力についてはどう扱うかということなのですが、それはおかしいじゃないか。これは常識論としてありますね。ただ、問題は、税法上、これは何にお使いになつたのですかといったときに説明ができるものとできないものがあるだろう。できないものと

いうものはできるだけ少なくするようになります。

る限りは税務当局もきちんと説明を求めていると

思いますが、しかし仮にこれを建設関係の問題に

ありますね。

いろいろなそういう厄介な問題がございまして、どちらかといわゆる政治献金に対する課税は私は必ずしも賛成でない。問題は、そこで公私経済の別ということをどう考えるか、それ

等におきましては上場会社等に有価証券報告書の作成、提出が義務づけられておって、その分野については、例えば重要な事項に関して虚偽の記載があ

るものを作出した場合には处罚の対象にされると、これも、これを一つ考えましても、要するにそう

いう一つの目的があつて会計帳簿的な処理に対する虚偽の文書作成、行使に対する刑罰則を設けるといふような形のものを置いているわけでございまして、結局、そういう特定の目的を超えて企

業財務一般に関する虚偽報告というようなものを处罚の対象とする必要はないという趣旨を、逆に、そういう個別の法律で罰則を置いていることから見ますと、そういうふうな趣旨にも理解できるのではないかというふうにも思うわけでございまして、会社としても処理せざるを得ぬ面があります。

それを一々、税法上で言えば、それは当然正当に受けた方に對して税をかけるというのは当然でありますから、しかしそこは実際問題と

してはなかなか難しい問題があるので、やはり税法上の問題としてどうしてもそういう使途不明といふものはゼロにしろということは、現実問題としては難しい面がある。だから、ある意味においては、言葉は悪いけれども、目をつぶらなければならぬのかなということも私はあり得ると思います。

問題は、伊東先生のお話は、これが政治の場でおかしいことになつておるとそれはいかにも説明がつかぬではないか、こういうことであろうと思うのです。そうなつてくると政治資金規正法上の問題だと私は思いますが。

実はこれは自由民主党の中で、四年前に私が政

治改革大綱をつくったときも、今の熊本の知事の、何とおっしゃったかな、福島君が、これは専門家ですから、大変な懸念を込めてこれを何とかしようといったようなことになると、政黨が党としての考え方を出しておられますから、そういう中で政治資金規正法についても我々は我が党としての考え方を出しておられますけれども、野党の皆さん方は野党の皆さん方のお話もあるのでしょうかから、そこらはお互いに立場を乗り越えながら、一体どうすればいいんだろうかといったようなことを整理すべき時期に来ておるのではないか。これは私の率直な考え方でございます。

○伊東(秀)委員 一応使途不明金につきましてはこれまで終りまして、あとちょっと時間がござりますので、社債の問題に、簡単なことだけに入らせていただきますが、今回社債の発行限度額を撤

廃した、そのかわりに社債管理会社の設置を強制するというような法規制になつたわけでございました。

せいでありますね。ただ、問題は、税法上、これは何にお使いになつたのですかといったときに説明ができるものとできないものがあるだろう。できないものと

いうものはできるだけ少なくするようになります。

○伊東(秀)委員 一応使途不明金につきましては内のように統治権行使の一翼を担つている。人格

論も私はあると思います。しかし、政黨に対する献金といふことになると、政黨というものが御案

内にどのように統治権行使の一翼を担つている。人格

論も私はあると思います。しかし、政黨に対する献金といふことになると、政黨というものが御案

内にどのように統治権行使の一翼を担つている。人格

論も私はあると思います。しかし、政黨に対する献金といふことになると、政黨というものが御案

内にどのように統治権行使の一翼を担つている。人格

論も私はあると思います。しかし、政黨に対する献金といふことになると、政黨というものが御案

内にどのように統治権行使の一翼を担つている。人格

○清水(進)政府委員 今回の社債の発行限度撤廃のいわば一つのキーポイントが社債管理会社の設置を原則として強制するということでございます。この社債管理会社というのは、いわば社債権者の代理人でございまして、社債権者のためにその権利を保全するための諸行為をする。そういうことになっているわけでございます。そういう意味で非常に重要な位置づけになるわけでございますが、これは大蔵省にも聞いてみたのですけれども、およそ社債を発行する場合に社債管理会社を定めずしてこれを募集するということは考えられないというのが結論でございます。

これは、社債申込証に社債管理会社の商号を記載しなければならないし、それからもっと厳しい

証券取引法上の規制があるわけでございまして、有価証券届出書にこれを記載しなければならない

い、したがって、社債管理会社を設置すべき場合にこれを設置しないまま、大蔵省もそれを見逃し

て有価証券届出書を受理して社債の募集を許すといふことはまず絶対に考え方られない、こういう

ようなことを言つておるわけでございます。

ですから、ある意味においては仮定の問題だと

いうことになるわけでござりますが、仮にどうい

う場面が考えられるのか。非常に悪い発行会社が

意図的にこの社債管理会社があるよう仮装して

社債券を発行するというような極めて例外中の例

外みたいな現象があるのは起るのかなというよ

うな感じがするわけでござりますけれども、基本

的に考えますと、設置強制をしている社債管理会

社が置かれてなかつた、あるいは置いたんだけれど

も委託契約が無効であった、こういうことなんだ

ろうと思ひますけれども、そういう場合に社債管

理会社の原則設置の趣旨からしてこれを設置しないで発行した社債というのには無効である、こう考

える考え方もあり得ることかと思います。

しかし、もともと社債管理会社というのは社債

権者を保護するためのエージェントとして

その設置を義務づけられたものでござりますか

ら、そういうものがたまたまない状況になつた、

しかも現実には社債券が発行されて転々と流通しております、こういう事態が仮にあるといったしますと、これがもし無効だということになりますと、社債券が転々流通してもこれは有価証券ではないことになりますから権利も移らないというような問題が生じてくる、こういうことになろうかと思ひます。つまり、権利関係が錯綜して社債の譲受代金も回収できないし、会社の方でも社債を償還してくれないというような問題が出てくる可能性があります。

そういうことを考えますと、もともと社債権者のために設置を強制している会社でございますので、非常に異常な事態だとは思いますが、原則的にはやはり社債は有効というふうに考えざるを得ない。しかし、この場合には、発行会社は遅滞なく社債管理会社を設置すべき義務を負うし、あるいは、場合によつては、商法三百四十四条に規定があるわけでござりますけれども、社債管理会社の設置を裁判所に請求するというようなことも考えられる。しかし、それもしないといふとになりますと期限の利益を喪失して直ちに社債の全額を償還しなければならない、こういうことになつていくのではないかというふうに私どもは考えております。

ですから、社債が有効、無効というよりか、社債権者の権利を保護するという観点から、権利保護の必要性の限度においてその社債の有効性を認め、こういうことないと不當な結果が生ずるおそれがあると考えているところでございます。

○伊東(秀)委員 きょうはこれで終わります。

○浜野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

次回は、来る十六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成五年四月二十六日印刷

平成五年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局